

令和3年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 5月28日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 山口 裕三      2番 松井 正一郎      3番 松崎 久範  
5番 上野 光正      6番 坂元 洋子      7番 幸妻 正浩  
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史      3番 橋口 昌央      5番 永友 定己  
6番 小嶋 秀樹      7番 坂本 幸      8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名  
2番 坂本 実

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第24号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認  
について
- 第5 議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹      事務局長補佐 小澤 宏之  
係 長 兵藤 衣重      主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、皆さんこんにちは。

【あいさつの声】

ただいまから、令和3年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。  
それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

はい。それでは、始めます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の坂本実推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番松井正一郎委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日5月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、5月の業務報告についてでございます。

7日に高鍋町農業者年金受給者協議会の総会を予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、書面議決といたしました。

10日には、児湯農業改良普及事業推進協議会の監査を行いました。

同日の農業委員会新任職員研修会につきましても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となりました。

13日には、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会の監査を行いました。

17日の児湯農業改良普及事業推進協議会の幹事会と高鍋町農業再生協議会の幹事会、それから21日の西都児湯市町村農業委員会連絡協議会の通常総会につきましても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から書面議決となっております。

31日に、児湯農業改良普及事業推進協議会の総会が予定されておりましたけれども、同じく書面決議となっております。

5月の業務報告の表には記載をしておりませんが、昨日27日にJA児湯管内の総合農政推進協議会の幹事会が急遽開催されましたので、局長の杉と小澤局長補佐とで出席をして参りました。

5月の総会関係です。20日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

続きまして、6月の業務計画でございます。

2日に、市町村農業委員会会長及び事務局長会議が予定されておりましたが、中止との連絡がきております。

4日の農業再生協議会の通常総会においても、書面議決となっております。

9日と10日になりますけど、農業者年金業務担当者研修会がWeb形式の研修ということで行われます。

同じく10日には、常設審議委員会が開催され、当町の案件は1件の予定でございます。

6月の総会関係ですけれども、22日に現地調査、29日に総会を行うこととしております。

同日の29日の総会終了後には引き続き、農業振興公社によります農地売買等事業説明が行われますので、よろしく願いいたします。

会議や研修会等につきましては、5月と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止とか延期等になる可能性がございます。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

5条申請2件、5月12日付けで許可となっております。

4ページを御覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出書については1件で御覧のとおりです。

5ページを御覧ください。

農地の時効取得に関する通知については1件で、御覧のとおりです。

事務局より、権利者の〇〇〇〇に5月24日、事情の聞き取りを行いました。

時効取得された農地は、〇〇〇〇所有の〇〇西側に隣接しています。

もともと、〇〇〇〇は〇〇の以前の経営者に餌を卸していました。

以前の経営者が経営を辞める際に、〇〇〇〇への未払金があり、代物弁済として〇〇と農地が引き渡されたそうです。

農地については、これまで農地法の関係から第5条の許可を条件とした仮登記に留まっていたましたが、今回、時効取得での所有権移転を行ったということでした。

代物弁済を受けた平成〇〇年〇〇月〇〇日以降、現地は継続して農地であること、所有の意思を持って、畑として作物を栽培していることを確認しました。

また、5月25日に現地を確認したところ、マルチが張られ、サツマイモの苗が作付けしてありました。

以上、報告いたします。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第24号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6ページをお開きください。議案第24号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和3年5月10日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 畑 1, 540㎡

2番 令和3年5月14日 貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 1, 435㎡ ほか1筆

3番 令和3年5月17日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 240㎡ ほか2筆

4番 令和3年5月17日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 906㎡ ほか1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番	売渡し	申し出	担当委員	7番	坂本 幸	推進委員
			順番委員	2番	坂本 実	推進委員

2番	貸渡し	申し出	担当委員	1番	橋口 卓史	推進委員
			順番委員	5番	永友 定己	推進委員

次の3番と4番、2件につきましては、申出者が夫婦であること、また、農地の所在が隣接しているところがあることなどから、同一のあっせん委員を指名いたします。

3番	売渡し	申し出	担当委員	3番	橋口 昌央	推進委員
			順番委員	6番	小嶋 秀樹	推進委員

4番	売渡し	申し出	担当委員	3番	橋口 昌央	推進委員
			順番委員	6番	小嶋 秀樹	推進委員

よろしくをお願いいたします。

日程番号5、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページをお開きください。

議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 解除条件付3条賃貸借。

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 2,995㎡

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の坂本会長より御説明をお願いします。

[議長]

はい、私が担当委員になりますので、この場から説明させていただきます。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの解除条件付き3条賃貸借の再設定です。

〇〇〇〇は〇〇の店を経営されております。22ページを御覧ください。

申請地は県の〇〇から南に700m行った国道沿いです。地図が遠いんですが、道路沿いの〇〇と〇〇の建物がリフォーム前の〇〇です。その北側の赤く塗られたところが申請地です。

現状はビニールハウスが建っており、〇〇が栽培されておりました。〇〇の〇〇として、活動されております。

契約期間は3年間、10a当り賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。特にございませぬ。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。23ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

第2項第2号において、借受人であります、〇〇〇〇は農地所有適格法人以外の法人に該当いたしますが、第3号第1号に規定される解除条件付等の要件

を満たしていることから適用なしとなります。

本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 解除条件付3条賃貸借

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 2,909㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の松井委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番。説明します。この案件も先ほどの案件と同じように貸渡人〇〇〇〇様から借受人〇〇〇〇様への賃貸借設定の再設定の案件です。

場所は24ページの写真を参照していただきますと、真ん中の赤い場所は、その下の道路のある〇〇の横から上がった〇〇坂を上りきった坂になります。坂を上がりきって2つ目の角を、上の方が今の〇〇の〇〇になるんですが、そこに向かって30mほど行った左側の農地になります。

現在はマルチが張ってありまして、甘藷の定植前準備が進んでいる状態です。



た。境界線もきちんと確定してありまして、さほど問題はないだろうと判断いたしました。

賃料は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。特にありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。25 ページをお開きください。農地法第 3 条調査書を付けております。

借受人であります〇〇〇〇は農地所有適格法人以外の法人に該当いたしますが、第 3 項第 1 号に規定される解除条件付等の要件を満たしていることから適用なしとなります。

本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

26 ページをお開きください。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 12, 551㎡のうち673.21㎡

賃貸借です。

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は堆肥舎新築工事及び通路です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。説明いたします。この案件は賃貸借による堆肥舎設置の案件でございます。

場所は〇〇線、〇〇の〇〇の横の坂です。〇〇坂、そこを西の方向に行って上りきってしばらくしますと、〇〇がありますが、その〇〇さんから北西約800mか900mぐらいと思いますが、その左側28ページに出ておりますが、ここまっすぐ行きますと、〇〇の〇〇があります。ここでございます。

今回は〇〇〇〇さんの土地を賃貸をいたしまして、12, 551㎡のうちの673.21㎡を借りて会社を設置するという案件でございます。

会社設置になりまして、堆肥舎の流出防止対策としては、万が一流出したときに自然的に堆肥舎に戻るようなシステムになってるみたいです。堆肥舎外に流出することはありませんということでございます。

雨水に対しましては、自然浸透でございます。

事業費が総額の〇〇〇〇円。そのうちの補助金が〇〇〇〇円ということでございまして、金融機関の残高証明も添付されてございまして、別に問題はなからうと思っております。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、圃場整備等されていない、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、転用許可対象となっております。

ここの申請地なんですが、以前の計画を変更してこの申請書が出されております。以前の計画について変更の申請書が出されてございまして、38ページから資料をつけております。

40ページにありますのが配置で、\*\*\*\*番\*にある既存の施設を解体して、家畜の飼料を作る飼料プラントを建設し、\*\*\*\*番\*の農地に建物の一部がかかることや道路を作るため転用する計画でした。

許可後、飼料の購入者減少によりコスト面で事業遂行が困難になったため、計画を変更し、既存の施設は解体しないまま、今回の申請にある\*\*\*\*番\*と\*\*\*\*番\*の一部に堆肥舎と通路を造る計画に変更になっております。以上です。

[議長]

はい。どうぞ7番。

[7番]

すみません。賃貸借ということでございまして、賃貸料は年間、〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。  
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 1, 197㎡ ほか3筆  
所有権移転です。  
譲渡人 〇〇〇〇  
譲受人 〇〇〇〇

転用目的は飼料製造工場の建設です。  
担当の松崎委員より御説明をお願いします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番説明します。これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への所有権の移転です。

まず、土地の代金は山林も一部含まれた値段だと思いますけど、〇〇〇〇円です。

申請地は〇〇地区にある〇〇のちょうど北側にあります。

現状は牧草が植えてありました。

44ページの1, 503.34㎡。ここに飼料工場が建ちます。ちょうど真ん中の薄いピンクの部分の細長いところです。

その工場の周りにサイロが24個くらいできるんですけど、ちょうど46、7ページにあります。サイロと工場の図面がですね。

南側の道路沿いに48ページに載っています、農機具倉庫置場ができる予定となっています。

それから空いた広い土地には飼料のロール置場になるそうです。

それと44ページに戻りますけど、44ページの図面の北東側に青く示されたところに調整池が新設されるということです。

敷地を囲むように側溝が整備されて、汚水は合併処理浄化槽より側溝へ流して、雨水についても側溝から調整池、一ツ瀬土地改良区の水路があるんですけど、ちょうど青く塗った調整池の一部赤いところです。そこに流してそれを〇〇川へということです。

また調整池の汚泥は2年ごとに除去を行うということです。一ツ瀬川土地改良区としても差し支えないということです。

自己資金は〇〇〇〇円で、事業費の合計は〇〇〇〇円です。

また申請地は、今申請地の〇〇に関する補助金の交付内示が5月中旬の予定ですということで現時点で交付内示通知書がありませんので、融資予定の融資機関による融資予定証明書を発行していただくことが今のところできませんということでした。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が農業用施設に該当する飼料製造工場、農機具置場、ロール置場であるため、転用許可対象となります。また、農業振興地域整備計画においても既に、農業用施設用地に用途変更申請をされており、農振の11条公告が終わって、県の結果待ちです。

後、排水についてなんですが、雨水が調整池から暗渠を通して排水路へ流す計画になっていますが、この件については建設管理課との協議が終わっていることを確認しております。以上です。

補足といたしまして、譲渡人が申請地を取得した経緯等について説明をさせ

ていただきます。

申請地は、令和2年9月総会におきまして、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの強化法の所有権移転の案件として上程され、決定されました。利用目的は普通畑です。

決定後、農業委員会において速やかに所有権移転登記を行ったところ、10月23日に町農業政策課より、本申請地に〇〇建設が予定されている旨の情報提供があり、農地転用許可申請が予定されている農地であることが分かりました。

耕作目的で取得した農地を、正当な事情もなく農地以外の用途に供することは、耕作を前提としてなされた農業委員会の決定の趣旨に反するものと言えます。

自治体によっては、「許可日以降、3年間は農地転用の許可を受けることはできない。」ですとか、「正当な事情があることが確認されない場合は、許可を取り消す。」といった取り扱いについて定め、ホームページ等で公表している農業委員会も多数ございます。

今回の申請が正当な事情と言えるかどうかを判断するために、令和2年11月4日に、坂本会長及び飯干前局長が児湯農林振興局を交え、関係者に事情聴取を行っております。

聞き取りの相手方は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

聞き取りによると、〇〇〇〇は令和〇年〇〇月〇〇日に設立した。それまでは、事業実現の可能性を検討していた段階であり、〇〇〇〇建設は決定していたものではなかった。

〇〇〇〇さんの農地取得時は、「土地は牧草を作るために必要だから買った。」とのことでした。

聞き取り後は農業委員会から、農地法の趣旨に反する可能性があることや、強化法の申請時に施設ができる可能性があることの話が一切なかったこと等を嚴重注意し、今後については農業委員会で検討することとしました。

本日の農地転用許可申請に関しまして、農業委員会事務局職員及び坂本会長で事前協議を行いました。

そこで一つ目、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんと、平成30年3月1日から3

年間の予定で、農業委員会を通した賃貸借契約を結んでおり、すでに本農地での作付け実績があること。

二つ目、転用目的が農業用施設であり、かつ地域農業の発展に資する有効な施設であると見込まれること。

三つ目、補助事業が伴う転用であることなどの状況を総合的に勘案し、「正当な事情がある」と認められるのではないかと判断しましたので、本日、本案件について皆様に御審議いただきたく、お諮りするものです。以上です。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問等はありませんか。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい。2番。

[2番]

所有権移転ですけど、譲受人の住所が今度所有する農地の地番になっておりますが、これどういう。

会社自体はこれは所有権はまだ受理されていない。これどういう判断で。

[議長]

はい。

[事務局]

はい。すみません先ほど私の口述の中にもありましたが、この〇〇〇〇というのは令和〇年の〇〇月〇〇日に設立されております。法務局で会社の登記をしております。その中で会社の住所としてこちらに記載している住所を登記されておりますので、この表記となっております。

[議長]

そのほか、何か御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 1, 513㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の有償移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、白菜、キャベツ、水稻などの栽培をされております。

申請地は〇〇地区の〇〇の手前100mから西側100m行ったところの農地で、1, 513㎡です。

現地を確認したところ、キャベツが穫っており、ロータリーがかけてありま



した。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番の案件について、利用権の設定を受ける者が橋口昌央推進委員本人である案件ですので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央推進委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央推進委員 退室】

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 002㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

5 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定です。  
〇〇〇〇さんは早期水稻、そして、〇〇の経営をされております。  
申請地は〇〇から西へ150mほど行ったところの農地で水田です。  
現地を確認したところ、水稻が栽培されておりました。  
期間は5年間で、賃料は白米で一反当り〇〇kgということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。  
それでは、質問もないようですので、採決いたします。  
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口昌央推進委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央推進委員 入室】

[議長]

次の2番から4番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した  
利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公  
益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者についての説明は省略  
いたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 3,000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。

申請地は〇〇線の〇〇から〇〇方向へ300mほど進み、北側になります。面積は5,598㎡のうち3,000㎡になります。東側になります。

現地を確認したところ、〇〇が栽培されていました。

期間は10年で、賃貸借料は10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 畑 2,825㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。

申請地は〇〇から西へ300mほど行き、北へ100mほどの東側になります。

現地を確認したところ、〇〇が栽培されていました。

期間は10年で、賃貸借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 228㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番。説明いたします。〇〇〇〇様から県農業振興公社で農地中間管理事業を活用しての利用権の設定です。

耕作者は〇〇〇〇様でありまして、皆さん御存知のとおり自作地では、キャベツ、白菜、水稻など幅広く栽培されておられます。

申請地は〇〇の〇〇から西へ150mくらい行ったところの田んぼです。

3筆ありまして、1筆\*\*\*\*番\*が田が植えてありました。稲が植えてありましたけど、タニシの被害がちょっと出ておりました。

そして\*\*\*\*番\*と\*は、まだ雑草が生えておりました。そのうちなんとかなつとでしょ。

それから、使用期間は5年で、作料は〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から4番まで、3件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

2番から4番まで、3件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。御苦労様でした。

(閉会 14時45分)